

第 8 号議案

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築） （I 期）請負契約の締結について

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（I 期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年亀岡市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 13 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事
（建築）（I 期） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金 7 0 9 , 0 6 5 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 堤製・三煌・サンケイ特定建設工事共同企業
体
代表者 京都府亀岡市馬路町高芝原 9 番地 1
株式会社堤製作所
代表取締役 堤 清 重 |

構成員 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内 9
番地
株式会社三煌産業
代表取締役 渡 辺 裕 昭
京都府亀岡市保津町構ノ内 4 0 番地
の 1
サンケイ都市建設株式会社
代表取締役 山 口 恒 巳



工事請負仮契約書

- 1 工 事 番 号 24教第9号
2 工 事 名 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）
（I期）
3 工 事 場 所 亀岡市馬路町地内
4 請 負 代 金 額 ￥709,065,000—
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥33,765,000—
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項
及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定
により算出したもので、請負代金額に105分の5を乗じて得た額であ
る。
5 工 期 着工 議会の議決のあった翌日
完成 平成26年3月17日
6 契 約 保 証 金 要
7 解体工事に要する費用等 省略

第1条（総則）から第54条（補則）まで 省略
（仮契約の条項）

第55条 この契約書は、発注者がこの契約について、亀岡市議会の議決を得たときに、本契約書として効力を発生するものである。

この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月30日

発注者 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆 ①

堤製・三煌・サンケイ特定建設工事共同企業体
代表者

受注者 住 所 京都府亀岡市馬路町高芝原9番地1
商号又は名称 株式会社堤製作所
代 表 者 名 代表取締役 堤 清 重 ②

構成員

住 所 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地
商号又は名称 株式会社三煌産業
代 表 者 名 代表取締役 渡 辺 裕 昭 ②

住 所 京都府亀岡市保津町構ノ内40番地の1
商号又は名称 サンケイ都市建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役 山 口 恒 巳 ②

工事請負契約締結議案明細書（予定）

契約の目的	亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅰ期）
契約の方法	一般競争入札
契約金額	金709,065,000円
契約の相手方	堤製・三煌・サンケイ特定建設工事共同企業体 代表者 京都府亀岡市馬路町高芝原9番地1 株式会社堤製作所 代表取締役 堤 清重 構成員 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地 株式会社三煌産業 代表取締役 渡辺 裕昭 京都府亀岡市保津町構ノ内40番地の1 サンケイ都市建設株式会社 代表取締役 山口 恒巳
工事場所	亀岡市馬路町地内
工期	着工 議会の議決のあった翌日 完成 平成26年3月17日
工事概要	校舎棟（絆空間＋ホームルーム棟）新築工事 一式 鉄筋コンクリート造2階建て屋根木造 延べ面積2,992.90㎡ 渡り廊下新築工事 一式 鉄骨造平屋建て 付帯する外構工事 一式